

武蔵村山市空家等対策計画 骨子案

本計画で取り扱う空家等の定義

序章 計画の概要 ※総務省・国土交通省告示の基本的指針①、②に対応

本章では、本計画策定の背景や概要についてふれます。

第1章 空家等対策に係る国、東京都の施策の概要 ※総務省・国土交通省告示の基本的指針③に対応

空家等への対策は、直接的には基礎自治体が担いますが、国や都道府県もそれぞれの立場から各種計画や施策を実施することで空家等への対策を行っています。この章では、そのような各行政機関の計画や施策について概観します。

1-1 国の空き家対策

1-2 東京都の空き家対策

第2章 武蔵村山市の空家等の実態 ※総務省・国土交通省告示の基本的指針③に対応

この章では、まず、これまで国及び市が実施してきた各種調査からわかる空家等に係る実態を概観するとともに、令和4年度に実施した武蔵村山市空家等実態調査を通じて明らかにされた市内の空家等をめぐる実態、そこから導き出せる課題を明らかにします。

2-1 国の調査（住宅・土地統計調査）からわかること

2-2 市の情報（家屋課税台帳）からわかること

構造別棟数/築年別の棟数/床面積別の棟数/所有者の居住地

2-3 空家等実態調査からわかること

空家等率/空家等の分布傾向/空家等の不良度ランク

所有者の意識

戸建空き家となった理由/戸建空き家となっている期間/管理の頻度/現在の利用状況/

今後の空家の利用予定/現状のまま特に予定はないと答えた理由/空き家について困っていること/

市の空き家対策への関心

2-4 空家等の現状から導かれる課題

第3章 武蔵村山市の空家等対策計画 ※総務省・国土交通省告示の基本的指針①、④、⑤、⑥、⑦に対応

この章では空家等対策の基本理念を明確にしたうえで、あるべき姿としての基本目標を設定し、その目標を実現するために「どのようにして空家問題の解消を図るのか」具体的施策について示します。

3-1 基本理念

- (1) 空き家はまちの資源として捉える
- (2) 市民、地域、所有者の理解と関心を高める
- (3) 地域、関係団体との連携を強める

3-2 基本目標

【仮設定】住み続けたい、住んでみたいと思える良好な住環境の維持・形成

3-3 具体的施策 ※事例を交えてわかりやすく

- (1) 空家等に関する情報の把握と整理
- (2) 所有者、地域、市民への情報発信
- (3) 管理がなされていない空家等への対応と特定空家等への措置
- (4) 空家等や既存住宅の流通の促進
- (5) 空家等の多面的な活用の促進
- (6) 空家等の利活用や更新の推進

第4章 空家等対策の推進に向けて ※国土交通省告示の基本的指針⑧、⑨に対応

この章では、前章で示した各種施策の実現を含め、本市においてこれらの空家等対策を「どのように進めていくのか」について示します。

- (1) 多様な主体の連携
- (2) 各主体の役割の再確認
- (3) 他の政策との連携
- (4) PDCAによる業務管理の推進（PLAN DO CHECK ACTION）